

第4回 第6期大樹町総合計画策定審議会 議事録

日時：令和5年10月13日（金）午後1時30分～午後3時00分
場所：大樹町福祉センター 2階 大ホール

1 開 会 第6期大樹町総合計画策定審議会 事務局長 伊勢 徹則

2 挨 拶 第6期大樹町総合計画策定審議会 会 長 尾藤 宏樹
第6期大樹町総合計画策定委員会 委員長 松木 義行

3 協議事項

（1）序論及び基本構想（案）に関する審議について

【質疑応答】

事務局：22頁、「3 将来像」において、改めて委員の皆様からご提案を募ったところ1名の委員からご提案をいただくとともに、複数名の委員の皆様から事務局（案）で良いとのご意見をいただいている。事務局としては事務局（案）の『人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹』を改めてご提案させていただきたい。なお、ご提案いただいた1名の委員には事前に説明してご承諾をいただいている。

委員：事務局（案）を将来像とすることに承諾することとしてよろしいか。

委員：異議なしの声あり。

委員：4頁、「5 計画の進行管理」において、先日提出した意見書にも記載したが、計画策定後の進捗状況等の評価については事務レベルでの内部評価も当然されることとは思いますが、目標や施策の進捗状況について住民目線で確認するため、外部委員による評価検証が必要であると考えてるので、この審議会委員の中から数名選任して委員会等の組織を設置するべきと考えるがどうか。

事務局：総合計画の進行管理については、住民参画のもとPDCAサイクルを回し、着実に進めていくこととしており、組織の設置についても行う予定としている。

（2）基本計画（案）に関する審議について

【資料1】

【質疑応答】

事務局：前回の会議からの加除修正等については、参考資料として新旧対照表を事前に送付させていただいている。本日の各部会での審議により新たな加除修正等があった内容について、各部会の事務局からご説明させていただきたい。

事務局：総務部会の所掌事項への新たな加除修正等をご説明させていただきたい。

13頁、「1-7 防災」において、現在、国において男女共同参画や女性の社会進出について数値目標を定めていること等を鑑み、施策と取組内容の②地域の防災力の強化に、『■男女のニーズの違いを把握するため、防災分野への女性参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図ります。』という文言を追加させていただきたい。

事務局：保健福祉部会の所掌事項への新たな加除修正等は、特段ございません。

所管外ではあるが、61 頁、「5-1 コミュニティ・協働」において、『外国人実習生の転入が増えており、言葉の壁はあるものの共生を図るためにコミュニティ活動への参加を促すことが必要です。』という現状と課題が示されているにも関わらず、施策と取組内容が特になかったので、必要な施策と取組を盛り込む必要があるのではないかとのご意見があった。事務局に確認したところ、63 頁、「5-2 交流・移住定住」において、『本町では、労働目的の外国人が増加傾向にあることから、日本文化や習慣に対して早期になれるための支援体制の構築や異文化の理解、国際感覚を身につけた人材の育成など、外国人との共生について必要な施策や支援を講じる必要があります。』という現状と課題が示されているほか、施策と取組内容の④国際交流の推進に、『■外国人労働者や実習生の受入れ環境の整備を推進します。』という施策と取組内容が示されていたところである。外国人労働者や実習生本人だけでなく、配偶者や子どもに対する対策についても配慮が必要であろうと考えられる。

事務局：産業経済部会の所掌事項への新たな加除修正等をご説明させていただきたい。

35 頁、「3-3 水産業」において、施策の達成度を測るための指標として、『増養殖漁業取扱漁獲量 R15（2033）年度の目標値 182 トン/年』としている根拠について、大樹町と大樹漁業協同組合の考えの擦り合わせが十分に行われていなかったということで、次回までに確認させていただきたい。

39 頁、「3-5 観光」において、委員から日高山脈国立公園化に関する記載をしなくて良いのかというご意見があったところだが、基本計画においては具体的な内容を記載するのではなく、広域的な観光を推進していくことについて記載する必要があるとの結論に至ったため、次回までに文言を修正させていただくこととしたい。

事務局：生活環境部会の所掌事項への新たな加除修正等は、特段ございません。

事務局：教育部会の所掌事項への新たな加除修正等は、特段ございません。

委員：62 頁、「5-1 コミュニティ・協働」において、施策の達成度を測るための指標として、『審議会等における女性委員割合 R15（2033）年度目標値 30.0%』としているが、大樹町の人口の男女比が 1：1 であることから、R15（2033）年度目標値を 50.0%に設定するべきではないか。

事務局：現在、審議会等における女性委員割合は、非常に低い状況にあるが、国から女性進出に向けて 30.0%を目指すよう通知が来ていることを鑑み、目標値を設定している。次回までに目標値について内部で協議させていただきたい。男女共同参画社会を実現するためには、町からお願いするばかりではどうにもできない部分もあり、社会全体として体制を構築していく必要があると捉えているところでもある。

委員：町の委員会等に多く出席をさせていただいている中で、福祉センターの今後のあり方について、議論する場面が非常に多くある。町からは、耐震性もないし、お金もかけられないということで説明を受けているが、今後 10 年を見通した上で、どうしていくのかという方向性を示す必要があると考える。

事務局：福祉センターは古い施設でもあるため、大規模改修するよりも新たに立て直した方が有効であるとは考えている。

事務局：仮に立て直す場合、現在のような大ホールではなく、小規模で人が集まれるような集会施設としての機能が望ましいのではないかと内部で協議している。今後 10 年を見通した上で、公共施設の統合や廃止、新設、大規模改修等についても、実施計画の中で反映してまいりたいと考えている。また、同時進行で財政シミュレーションも行い、優先順位をつけていきたいと考えている。実施計画の策定により、ある程度の方向性はお示しできるものと考えている。

(3) その他

4 今後のスケジュールについて

【質疑応答】

事務局：10 月 27 日（金）に町議会への中間報告をした後、同日から 11 月 17 日（金）までの 3 週間にかけて、パブリックコメントを実施する予定としている。パブリックコメントは、総合計画（案）を町ホームページに掲載するほか、町内の主要な公共施設に配置して、無線放送で周知することとしている。この間、最終的に取りまとめた総合計画（案）については、審議会の委員の皆様にも送付させていただきたいと考えている。パブリックコメントでいただいた意見等を集約し、軽微ではない修正等が必要となった際には、個別で部会を開催するか、委員の皆様からご意見をお伺いすることもあるかと思われる。12 月中旬に次回の審議会を開催して、町長へ答申をしていただく予定としている。

委員：住民懇談会を開催する予定はないのか。

事務局：パブリックコメントの実施期間中、町内を 6 ブロックに分けて、住民懇談会を開催する予定としており、町広報紙等で周知することとしている。

5 その他

6 閉 会 第 6 期大樹町総合計画策定審議会 事務局長 伊勢 厳則

改正

平成27年12月 8 日条例第35号

大樹町総合計画策定審議会条例

(設置)

第 1 条 本町に、大樹町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係団体・組織を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 一般公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 部会に属すべき委員は、会長の指名するところによる。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月8日条例第35号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 6 期大樹町総合計画策定審議会部会名簿

部会名	所掌事項	策定審議会委員	策定委員会委員
総 務	防災 消防・救急 公共交通 交流・移住定住 情報通信・デジタル化 行財政 広域行政 その他、他の部会の所掌しない事項	◎ 廣 瀬 庄 治 欠席 尾 藤 宏 樹 牧 田 日出男 欠席 高 橋 勝 則 岡 山 ひろみ 大 原 武 山 下 智 岩 崎 教 大	◎ 吉 田 総務課長 ○ 杉 山 消防署長 伊 勢 企画商工課長 水 津 住民課長 楠 本 出納課長 佐 藤 議会事務局長
保健福祉	地域福祉 子育て支援 高齢者福祉 障がい福祉 保健・医療 社会保障	◎ 大 井 英 則 佐 藤 英 道 橋 村 勇 太 欠席 金 丸 穂奈美 欠席 林 中 保 安 部 惣二郎 酒 井 厚 子	◎ 清 原 保健福祉課長 ○ 牧 田 老人ホーム所長 デイサービス所長 水 津 住民課長 瀬 尾 保健福祉課参事 明日見 保健福祉課参事 下 山 病院事務長
産業経済	農業 林業 水産業 商工業 観光 航空宇宙 雇用・勤労者対策	◎ 西 川 久 雄 山 口 寿 斗 神 山 久 典 西 川 重 穂 欠席 加 藤 康 浩 三 浦 祥 嗣 出 貝 光 基 一 戸 勉 小田切 義 憲	◎ 松 久 農林水産課長 欠席 町営牧場長 ○ 菅 企画商工課参事 伊 勢 企画商工課長 瀬 尾 農業委員会 事務局長
生活環境	防犯・交通安全・消費者保護 環境保全・脱炭素化 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化 上下水道 道路 公園・緑地 住環境 火葬場・墓地 コミュニティ・協働	◎ 菊 池 功 田 中 英 治 中 元 義 弘 高 橋 教 一 姉 崎 美 紀 小 柳 ゆかり 播 間 久美子 高 橋 秀 昌	◎ 奥 建設水道課長 ○ 水 津 住民課長 佐 藤 複合事務組合 事務局長
教 育	学校教育 社会教育 スポーツ 文化	◎ 袴 田 孔 黒 谷 祥 太 佐 藤 征 夫 香 西 英 行 欠席 島 田 あや子 欠席 高 橋 幸 子 長 江 教 貴 欠席 福 本 正 規	◎ 井 上 学校教育課長 給食センター所長 ○ 梅 津 社会教育課長 図書館長